

資材搬入時の事故が複数発生！

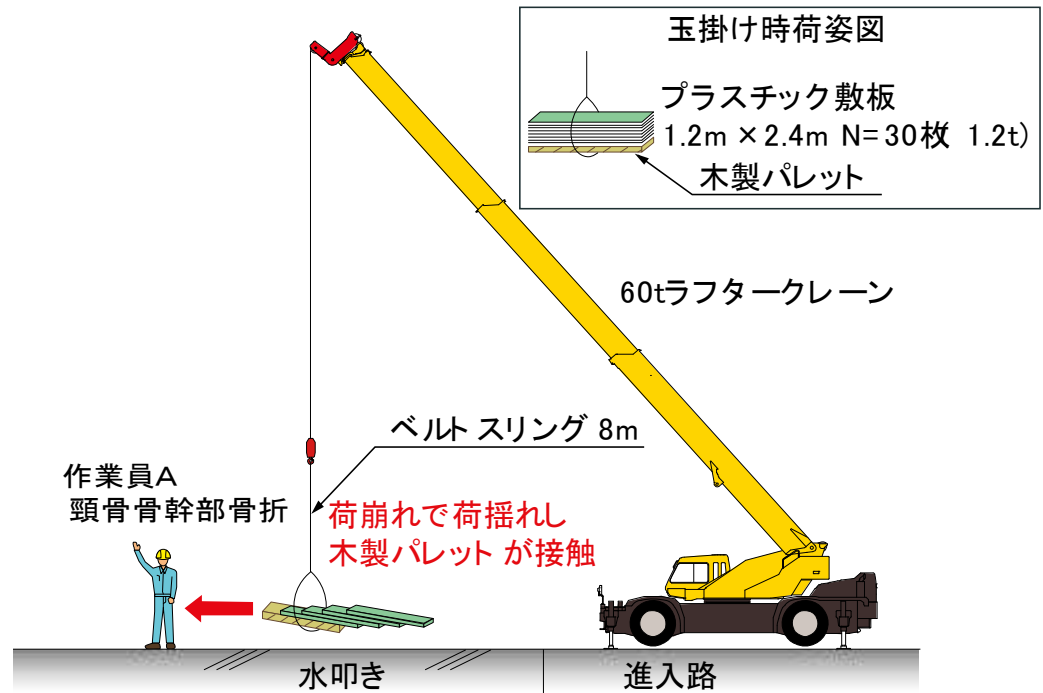
新年を迎え、新たなスタートが始まったこの時期に、近畿地方整備局管内で吊り荷や資材搬入に伴う工事関係者の重傷事故が発生いたしました。詳しい原因等については現在調査中ですが、概要を記載します。

◆事例1：吊り荷の荷崩れによる吊り荷落下

○事故概要

堰堤水叩きコンクリート上にクレーンの走路としてプラスチック敷板が必要となるため、60tラフタークレーンにて敷板を移動し荷降ろしする際、荷が崩れて荷揺れし、木製パレットが吊り荷周辺の工事関係者に接触した。

木製パレットが作業員Aに接触した結果、左下腿打撲挫傷、脛骨骨幹部骨折。約3か月の加療を必要とする見込み。



○事故原因

原因等詳細については現在、詳細を調査中。想定される要因としては以下のとおりです。

- ①資格の無い者が玉掛けを行った。
- ②プラスチック製の吊り荷であるため油断し、玉掛け方法が不適切であった。
- ③準備作業だと軽視した。
- ④1回だけの作業であると軽視して、連絡調整をせずに作業変更を行った。

○再発防止策

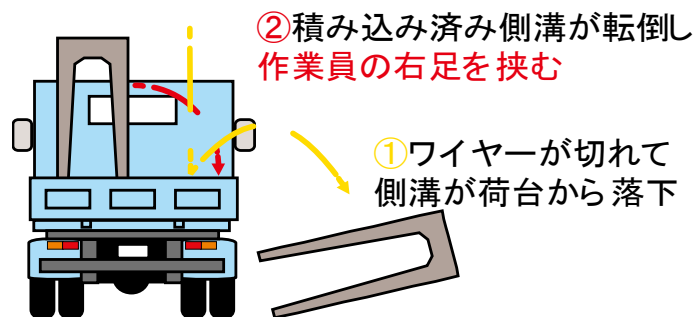
- ⇒玉掛け有資格者を適正に配置し、クレーンオペレータが分かるようにする。
- ⇒作業開始前に安全衛生責任者が、有資格者の配置を確認し、関係者及び玉掛け方法等の確認後に作業を開始する。
- ⇒作業手順書／作業要領書に基づく作業内容、安全・衛生に関する注意事項を作業実施前に周知する。
- ⇒玉掛け地切り時『玉掛けよし！』の『指差呼称』を行い玉掛け作業の万全を図る。
- ⇒吊り荷の種類別の玉掛け方法については、ルール化し、周知を図る。

◆事例2: 吊り下げワイヤーの切断による吊り荷落下

○事故概要

コンクリート水路二次製品(自由勾配側溝幅400×深1100、約1.2t)を資材仮置場から据付場所へ4tトラックにて2基ずつ小運搬する際、仮置場にてバックホウを用いトラック荷台に製品の2基目を積込む途中、ワイヤーが切れ荷台に落下し、さらに地面に落下。

その際の振動で既に積み込み済みの製品1基目が荷台上で転倒。荷台上にて作業中の作業員が落下する製品から退避行動中、転倒した1基目製品と荷台アオリの間に右足首を挟んだ。右足首を挟まれた結果、作業員は右足首複雑骨折。全治の期間については未定。



○事故原因

原因等詳細については現在、詳細を調査中。想定される要因としては以下のとおりです。

- ①吊り下げ用ワイヤーの始業前点検が不十分だった。
- ②吊り荷が落下した場合の影響、荷台荷物の転倒による影響を小さく想定していた。
- ③吊り荷の種類別の玉掛方法については、ルール化されていなかった。
- ④吊り下げ用ワイヤーに欠陥があった。
- ⑤吊り下げ用ワイヤーの利用方法や玉掛け方法に問題があった。

○事故対策例

- ⇒吊り下げ用の機材・装置については、**利用前に点検**する。
- ⇒クレーン作業計画では、有資格者の配置を確認し、**関係者及び玉掛け方法等の確認後に作業を開始**する。
- ⇒作業手順書／作業要領書に基づく**作業内容、安全・衛生に関する注意事項**を周知する。
- ⇒吊り荷周辺には、**最悪の場合を考慮し、作業員が近づかない**ように作業計画を立案する。
- ⇒**バックホウによる荷の吊り上げ等、用途外使用を行わない(安衛則第164条)。**
用途外使用の解説については、次の「あんぜん」(第98号)を参照。
<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/gicyo/anzen/pdf/anzen098.pdf>

吊り荷に関わる人身事故が2件発生しています。吊り荷、玉掛けでは、装置等の事前点検や有資格者による実施が不可欠です。年度末に向けて点検と安全確認を確実に行いましょう。